

答原拓人税理士事務所 名古屋市中区正木4丁目8番7号 Tel 052-265-8902 Fax 052-265-8903 http://www.t-taxfirm.com/

令和7年11月吉日

お客様各位

役員・従業員の皆様

笘原拓人税理士事務所

【EdgeTracker 年末調整】令和7年度年末調整手続きのご案内

本年の年末調整は、PC やスマートフォンアプリを利用した電子申告でご提出いただきます。 (株式会社ミロク情報サービス提供クラウドサービス「Edge Tracker 年末調整申告」を使用します) つきましては、下記をご確認の上、期間内に申告手続きを完了させていただきたくお願い申し上げま す。

1. 申告期間 11月中(おしらせポップアップに記載があります)

※期限を過ぎますとご自身で確定申告が必要になる場合がございます。必ず期間内にご提出ください。

2. 手続きの流れ

(1) EdgeTracker 年末調整申告へのログイン

メールにてご案内する URL にアクセスし、同メールに記載された ID とパスワードでログインしてください。その後パスワードは任意のものに変更してください。

(2) 申告情報の入力・確認

画面の案内に沿って、順番に各申告情報を入力してください。

マイナンバーについて

マイナンバーの再入力は不要です。

ただし、今年入社された方、新しく扶養親族とする方等については次のいずれかの方法で写真のアップロードをお願いします。

- ① 会社に報告済の方は「マイナンバー報告済」とメモの写真
- ② ①以外の方はマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカードもしくはメモ書きでも可)の写真

(3) 各種控除証明書等のアップロード

生命保険料控除、地震保険料控除などを受ける方は、控除証明書の画像データのアップロードが必要です。お手元に届き次第、ご準備ください。アップロードした控除証明書の原本は、11月28日までに社長もしくは経理担当者の方へお渡しください。

(4) 申告書の提出

全ての項目について「登録済」または「申告なし」の表示があれば入力、提出が完了しています。 内容は PDF でダウンロードできますので、必要に応じてご自身で保管してください。

3. ご準備いただくもの

http://www.t-taxfirm.com

以下の書類がお手元に届きましたら、スマートフォン等で撮影し、画像データをご準備ください。

各種保険料の控除証明書

- 。 生命保険料控除証明書
- 。 地震保険料控除証明書
- 。 国民年金控除証明書
- 。 小規模企業共済掛金払込証明書 など

住宅ローン控除を受ける方(2年目以降)

- 税務署発行の「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」
- o 金融機関発行の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」

令和7年中にご入社された方

前職の源泉徴収票

4. 入力にあたっての主な注意点

(1) 扶養控除等申告書(令和7年分)の入力

源泉控除対象配偶者とは

申告者の合計所得金額が900万円(給与収入が1,095万円)以下かつ、配偶者の合計所得が95万円(給与収入が160万円)以下の方を指します。

扶養親族の所得見積金額について

扶養親族の「本年中の所得見積額」の欄は、給与収入から65万円を差し引いた金額を入力してください。なお、パート・アルバイトのみの収入で年収が123万円以下の方は0円と入力していただいて差し支えありません。

同居特別障害者について

同居が要件ですので、老人ホームなど施設に入っている方は対象外となります。

(2) 基礎控除/配偶者控除/調整控除申告書

配偶者控除・配偶者特別控除について

控除を受ける方は、必ず配偶者の方の氏名と令和7年中の所得の見積額を入力してください。

(3) 保険料控除申告書

各種保険料控除等の申告書への入力

生命保険料控除、地震保険料控除などの適用を受けるには、**必ず支払金額を入力し、証明書をアップロードしてください**。入力やアップロードがない場合、控除が受けられません。

以上